

インターネットに関する 人権問題

社会の高度情報化に従って、パソコンやスマートフォン等の普及が急速に進み、いまでは誰もが、いつでもどこでもインターネットを通じて様々な情報入手できるだけでなく、容易に情報を発信することが可能となりました。

このようにインターネットを介してコミュニケーションの輪が広がり利便性が高まった一方で、「匿名性を悪用して掲示板で他人を誹謗中傷する」、「本人の許可なく名前、住所、電話番号や写真をSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や、ブログで公開する」、「行政や企業が管理する個人情報、不注意や不正アクセスによりインターネット上に流出する」というような事例も次々に発生しています。一度公開されたり流出したりしてしまった情報は、インターネット上で次々にコピーされ、これを回収することは事実上不可能であり、これらは人権にかかわる新たな社会問題となつていきます。

情報の取得や発信の容易性、匿名性等から、インターネット上ではややもすれば道徳観や罪悪感が希薄になりがちです。

これから私たちは、高度情報化による恩恵を甘受するだけでなく、「誰もが被害者にも加害者にもなり得る」ことをしっかりと認識し、これまで以上に個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、一人ひとりが情報の取得・発信における責任やモラルを持つことを心がけていかねばなりません。

そのためには、家庭や地域、学校、職場といったあらゆる場において、インターネットの危険性や、利用上のルール、マナー、注意点等を学習、啓発する機会を設けることが大切です。



あなたのブログや ホームページから 啓発の輪を広げよう!

(法務省ホームページから)

法務省では、インターネットを悪用した人権侵害をなくす活動のひとつとして、個人のホームページ等に同省のホームページのリンクを自由に設定いただくことを推奨しています。

法務省ホームページに、人権イメージキャラクターの「人KENまもるくん」「人KENあゆみちゃん」が登場する以下のようなリンクバナーが用意されています。



詳しくは法務省ホームページ
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>
をご参照ください。

熊本市の取り組み

携帯電話やスマートフォンの普及は目覚ましいものがあり、大人はもとより子どもも所有率も増加しており、誰でも気軽にインターネットを利用した通信や情報のやり取りができるようになった反面、今までは考えられなかったような事件や犯罪、人権侵害や名誉き損、迷惑行為等が頻発しています。

また、行政においては、戸籍や住民票、税や福祉などの個人情報のおお半がコンピュータによって管理されており、「コンピュータウイルスやネットワークへの不正侵入などの外部からの脅威、過失や故意による情報漏洩などへの対策が必要となっています。

◇主な取組

- ①市民を対象とした啓発活動への取組
 - ・保護者を含めた市民への情報モラル教育の推進に努め、学校現場において児童生徒たちがさらされているネット社会の現状を学び、正しい知識を得られるような啓発に取り組む。
 - ・個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解と適正な利用及び、人権侵害を受けないような対応策や、侵害を受けた場合の対応方法についての啓発に取り組む。
- ②学校教育における取組
 - ・各小中学校の情報教育担当教員への情報モラル教育推進リーダー研修の実施。
 - ・最近のSNS等によるトラブル状況を把握し、情報モラル研修の進め方等の研修を実施。
 - ・教育委員会の職員による児童生徒への出前授業や職員向けのパッケージ研修の実施。
- ③市役所内部の取組
 - ・環境に即した情報セキュリティポリシー(※)の見直し。
 - ・情報セキュリティに関する職員研修の強化。
 - ・セキュリティ対策ソフトの導入や、二要素認証によるセキュリティの強化を図る。

※情報セキュリティポリシー
情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定める「基本方針」と、基本方針に基づき、全ての情報システムに共通する情報セキュリティ対策の基準を定める「対策基準」を総称したものを「情報セキュリティポリシー」といいます。